

平成 29 年 4 月 13 日

各 位

株 式 会 社 ア ー ク コ ア
代表取締役社長 正 渡 康 弘
(コード番号:3384 名証セントレックス)
問合せ先:取締役管理本部長 土屋 勉
電 話 番 号 : (0 3) 5 8 3 7 - 3 6 1 1

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 5 月 25 日開催予定の当社第 14 期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役が株主の皆様との一層の価値共有を進めて、当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを当社の取締役に与えることを目的としております。

2. 本制度の導入条件

当社の取締役の報酬等の額は、平成 16 年 12 月 28 日開催の第 1 回定時株主総会において、年額 220 百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給する金銭債権の総額を設定することについて、本株主総会においてご承認をお願いするものであります。

3. 本制度の概要

当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給する金銭債権の総額を年額 50 百万円以内（うち社外取締役 10 百万円以内）といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年 10 万株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で

- ①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどを含む譲渡制限契約が締結されること

を条件といたします。

以 上